

令和9年度 村田町留守家庭児童学級入級児童募集について

1 留守家庭児童学級とは

小学校に就学している児童で、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業終了後に適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図ることを目的として開設しています。

2 対象児童

村田町内の小学校1年生から6年生までの児童で、保護者や同居親族（70歳未満の方）が、就労、疾病その他の事由（下記参照）により、家庭で適当な保護を受けられない児童。

- 児童の在宅時間に就労している
- 疾病により入院又は自宅療養が必要である
- 常時家族の介護・看病に当たっている
- 障がい有しており、子育てが困難である
- その他、児童の保護ができないと町長が認めた場合

3 開設場所・定員・開設時間

学級名	開設場所	定員	開設時間及び休業日
村田児童学級	村田町民体育館内	80名	【開設時間】 ○登校日（平日）…下校後から午後6時15分まで ○学校休業日（学年始・夏季・秋季・冬季・学年末・振替・臨時休業日）…午前8時から午後6時15分まで 【休業日】 ○土日祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）
沼辺児童学級	村田第二小学校敷地内	40名	

4 活動内容

自由遊び活動、自主学習、集団活動、基本的な生活習慣の支援を行います。ただし、学校や塾とは異なりますので、学習の指導等はいりません。

5 申込受付期間

令和8年**10月1日（木）**～**11月2日（月）**午後1時～午後6時15分（土日祝日除く）
※期限は厳守して下さい

6 申し込み先

入級を希望する児童学級 （村田児童学級 または 沼辺児童学級）

※申請内容について簡単にお話を伺いますので、時間に余裕を持ってお越しください。

※前年度から継続して利用を希望される場合でも、年度ごとにお申し込みが必要です。

※学校休業日（学年始・夏季・秋季・冬季・学年末・振替・臨時休業日）のみ入級を希望される方も上記期間内に申し込みをして下さい。

（裏面に続きます）



7 提出書類

① 留守家庭児童学級入級申込書

※児童1人につき1枚提出して下さい

② 児童学級への入級が必要なことを確認する書類（保護者、同居家族者（70歳未満）の分）

※ご兄弟一緒に申し込む場合は、1枚で構いません。上のご兄弟の申込書に添付して下さい。

※ご兄弟の来年度保育所入所申込をした方や支給認定現況届で、下記該当書類を既に提出している方は省略できます。

※同居家族は、世帯分離している家族も含めます。

◇就労 … （お勤めの方）就労証明書（勤務先から証明を受けてください）

（自営業の方）就労証明書 及び 自営業の証明書類（写し）※

※確定申告書、営業許可証、開業届、登記簿謄本等いずれか1点の写し

◇疾病（入院含）… 治療計画書や通院している病院の診察券、領収書のコピー（過去2カ月程度分）

◇家族の介護・看護 … 介護を受ける方の介護保険被保険者証や障害者手帳等の写し、その他介護・看護が必要なことが分かるもの

◇障がい … 身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳等の写し

8 入級の決定 … 令和8年12月中旬頃

入級の可否について審査後、令和8年12月中旬頃に決定通知等を送付します。定員を超える申し込みの場合は、低学年児童から優先して入級を決定します。

9 経費

児童学級の運営に関する経費や児童の傷害保険は町が負担します。ただし、活動費は保護者の負担となります。（通常利用：1,000円程度/月、学校休業日利用：2,000円程度/年間）

10 利用にあたって

- ① 保護者が休みの日や、お子さんの下校前に帰宅している日は、児童学級の利用はできません。保護者の勤務時間に応じた利用をお願いします。
- ② おやつは保護者に用意をお願いしています。（感染症拡大防止のため、一時的におやつを中止する場合があります。）
- ③ 長期休業日や学校休業日等給食のない日の利用は、利用時間に応じてお弁当を用意していただきます。
- ④ 児童の生活状況等を把握するために、小学校等関係機関と情報共有を行うことがあります。
- ⑤ 災害や感染症の発生が拡大した場合は、利用の自粛や臨時休級とする場合があります。
- ⑥ 保護者の就労状況等に変更があった場合は、変更届が必要になりますので、学級へご連絡下さい。

～問い合わせ・申込書配布先～

○村田町役場 子育て支援課 Tel 83-6405

○村田児童学級（町民体育館内） Tel 83-5515

○沼辺児童学級（村田第二小学校敷地内） Tel 51-5115

※各学級へのお問合せ・申込書類の配布は午後のみです

※申込書類は、町ホームページからもダウンロードできます

